

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600100号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600022号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を45万円及び平成16年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を34万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日及び平成16年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日及び平成16年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、A社から請求期間①及び②に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②について、賞与に係る明細書により、当該各期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、調査の上、当該各期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、A社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は45万円及び請求期間②は34万2,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、各賞与支払月の末日とし、請求期間①は平成15年12月31日、請求期間②は平成16年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該各期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600101号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600023号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を45万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月

日本年金機構からの案内により、A社から請求期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与に係る明細書により、賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、調査の上、当該期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、45万1,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、賞与支払月の末日とし、平成15年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。